

入札参加停止措置について

長浜市入札参加停止基準要綱に基づき、次のとおり入札参加停止とする。

1 入札参加停止業者

青葉工業株式会社

香川県高松市林町475番地1

2 入札参加停止の期間

令和8年7月8日から令和8年8月7日まで（1か月）

※長浜市入札参加停止基準要綱第6条第5項の規定により、本来の期間の2分の1とする。

3 入札参加停止の理由

長浜市入札参加停止基準要綱第3条・別表第2第7号（2）エに該当
（独占禁止法違反行為）

令和8年6月25日、公正取引委員会が、香川県発注の特定土木一式工事について、受注機会の均等化及び受注価格の低落防止を図るため、受注予定者の決定または受注予定者が受注できるように協力する等を行ない、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにし、公共の利益に反して、香川県発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していたことは、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令および課徴金納付命令を行ったため。

長浜市入札参加停止基準要綱 別表第2

措置用件	期間（か月）
（独占禁止法違反行為）	
7 有資格業者が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
（2）公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	
ア 市	9
イ 滋賀県内の他の公共機関	6
ウ 近畿府県内及び隣接県内の公共機関	3
エ 近畿府県及び隣接県以外の公共機関	2